

令和5年2月1日

上田市長 土屋 陽一 様

上田市公立大学法人評価委員会
委員長 田村 秀

意見書

公立大学法人長野大学（以下「法人」という。）に係る第2期中期計画（案）（以下「中期計画」という。）について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第78条第4項の規定に基づく上田市公立大学法人評価委員会の意見は、下記のとおりである。

記

法第26条第1項の規定に基づき、法人が作成する中期計画については、概ね妥当と考えるが、以下の方向性を持ちながら、法人と上田市は緊密に連携して大学運営に取り組むことを望む。

【要望事項】

- 1 学生の満足度をはじめ、客観的なデータやエビデンスの蓄積を図り、教育と研究の質の向上に努めること
- 2 数値指標の設定など、現状に満足せず、高い目標の実現に向けて、積極的に取り組むこと
- 3 大学運営の透明性を確保し、ガバナンスの強化に努めること
- 4 今後、設置が予定されている理工系学部については、優れた教員の確保、施設整備や制度改善など開設に向けて精力的に取り組むこと
- 5 研究推進の観点から行う外部研究資金の運用改善に関しては、早急に検討し、具体的な措置を講じること